

広島県福祉のまちづくり条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年三月三十一日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県規則第三十六号

広島県福祉のまちづくり条例施行規則の一部を改正する規則

第一条 広島県福祉のまちづくり条例施行規則（平成七年広島県規則第十八号）の一部を次のように改正する。

「車いす」を「車椅子」に改める。

第二条 広島県福祉のまちづくり条例施行規則の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後		改正前	
別表第五（第八条関係） 第一（公益的施設、共同住宅等施設及び複合施設の適用施設整備基準）		別表第五（第八条関係） 第一（公益的施設、共同住宅等施設及び複合施設の適用施設整備基準）	
項目	整備基準	項目	整備基準
一 駐車場で、給油取扱所及び共同住宅等に設けるもの以外のもの	次に掲げる基準に適合する車椅子使用者用駐車区画を、駐車区域の総駐車台数が二十を超える駐車場（駐車場法施行令第十五条に規定する国土交通大臣が認める特殊の装置を用いるものを除く。）には一以上、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成十八年法律第九十一号）第二条第十九号の特別特定建築物で床面積の合計が二千平方メートル以上のものに設ける駐車場には、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成十八年政令第三百七十九号。以下「施行令」という。）第十九条の規定に基づき設ける車椅子使用者用駐車施設の数以上設けること。	一 駐車場で、給油取扱所及び共同住宅等に設けるもの以外のもの	駐車区域の総駐車台数が二十を超える駐車場（駐車場法施行令第十五条に規定する国土交通大臣が認める特殊の装置を用いるものを除く。）又は高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成十八年法律第九十一号）第二条第十九号の特別特定建築物で床面積の合計が二千平方メートル以上のものに設ける駐車場には、次に掲げる基準に適合する車椅子使用者用駐車区画を設けること。
二 第三項各号の基準に適合する出入口から、当該施設の敷地の接する道、公園、広場その他の空地（以下「道等」という。）又は車椅子使用者用駐車区画までの通路で、給油取扱所に設けるもの以外のもの	1（略） 2（略） （一）視覚障害者を誘導するための、周囲の床材の色と明度の差が大きいく識別しやすい床材（以下「誘導用床材」という。）を敷設し、又は音声により視覚障害者を誘導する装置（以下「音声誘導装置」という。）その他これに代わる装置を設けること。ただし、施行令第二十二条第一項ただし書の規定により視覚障害者の利用上支障がないものとして国土交通大臣が定める場合は、この限りでない。	二 第三項各号の基準に適合する出入口から、当該施設の敷地の接する道、公園、広場その他の空地（以下「道等」という。）又は車椅子使用者用駐車区画までの通路で、給油取扱所に設けるもの以外のもの	1（略） 2（略） （一）視覚障害者を誘導するための、周囲の床材の色と明度の差が大きいく識別しやすい床材（以下「誘導用床材」という。）を敷設し、又は音声により視覚障害者を誘導する装置（以下「音声誘導装置」という。）その他これに代わる装置を設けること。ただし、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成十八年政令第三百七十九号。以下「施行令」という。）第二十一条第一項ただし書の規定により視覚障害者の利用上支障がないものとして国土交通大臣が定める場合は、この限りでない。

	<p>車路を横断する部分並びに傾斜路及び段の上端に近接する部分には、視覚障害者の注意を喚起するための、周囲の床材の色と明度の差が大きく識別しやすい床材（以下「注意喚起用床材」という。）を敷設すること。ただし、施行令第二十二条第二項第一号口の規定により視覚障害者の利用上支障がないものとして国土交通大臣が定める部分については、この限りでない。</p>	<p>三六（略）</p>	<p>七 昇降機（専ら駐車場用の供される建築物については、車椅子使用者用駐車区画が設けられていない階に停止するものに限る。）</p>	<p>特別支援学校以外の学校を除く公益的施設で床面積の合計が二千平方メートル以上のものには、次に掲げる基準（施行令第十九条第二項第五号リただし書の規定により視覚障害者の利用上支障がないものとして国土交通大臣が定める場合は、(六)、(ハ)及び(ホ)を除く。）に適合する昇降機を設けること。ただし、当該公益的施設の利用者が外部出入口のある階でサービスを受け、又は商品を購入することができる等の措置を講じる場合については、この限りでない。</p> <p>(一) 共同便所を設ける階においては、当該共同便所のうち一以上（施行令第十四条第二項の規定により、当該階の床面積が一万平方メートルを超える場合にあつては、当該床面積に応じて国土交通大臣が定める数以上）に、同項の規定により車椅子使用者が円滑に利用することができるものとして国土交通大臣が定める構造の便房（以下「車椅子使用者用便房」という。）を一以上設けること。ただし、同項ただし書の規定により、当該階が直接地上へ通ずる出入口のある階であり、かつ、車椅子使用者用便房を一以上設ける施設が同一敷地内の当該出入口に近接する位置にある場合その他の車椅子使用者が車椅子使用者用便房を利用する上で支障がないものとして国土交通大臣が定める場合は、この限りでない。</p>	<p>八 共同便所で共同住宅に設けるものの以外のもの</p>
	<p>車路を横断する部分並びに傾斜路及び段の上端に近接する部分には、視覚障害者の注意を喚起するための、周囲の床材の色と明度の差が大きく識別しやすい床材（以下「注意喚起用床材」という。）を敷設すること。ただし、施行令第二十一条第二項第一号口の規定により視覚障害者の利用上支障がないものとして国土交通大臣が定める部分については、この限りでない。</p>	<p>三六（略）</p>	<p>七 昇降機（専ら駐車場の用に供される建築物については、車椅子使用者用駐車区画が設けられていない階に停止するものに限る。）</p>	<p>特別支援学校以外の学校を除く公益的施設で床面積の合計が二千平方メートル以上のものには、次に掲げる基準（施行令第十八条第二項第五号リただし書の規定により視覚障害者の利用上支障がないものとして国土交通大臣が定める場合は、(六)、(ハ)及び(ホ)を除く。）に適合する昇降機を設けること。ただし、当該公益的施設の利用者が外部出入口のある階でサービスを受け、又は商品を購入することができる等の措置を講じる場合については、この限りでない。</p> <p>(一) 共同便所を設ける場合、床面積の合計が千平方メートル以上のもの（給油取扱所、寄宿舎及び下宿を除く。）は、次に掲げる基準に適合するものとする。</p> <p>(一) 車椅子使用者が円滑に利用することができるよう十分な床面積が確保され、かつ、腰掛便座、手すりその他の設備が適切に配置されている便房（以下「車椅子使用者用便房」という。）を設けること。</p>	<p>八 共同便所で共同住宅に設けるものの以外のもの</p>

十五 十二 (略)	<p>十四 観覧席 で、集会施設、劇場等又はスポーツ及びレクリエーション施設に設けるもの</p>	<p>十三 (略)</p> <p>十四 観覧席 で、集会施設、劇場等又はスポーツ及びレクリエーション施設に設けるもの</p>	<p>九十一 (略)</p>	<p>十二 寝室及び客室で、老人福祉センター等又は宿泊施設で百以上の寝室又は客室を備えているものに設けるもの</p>	<p>(略)</p>	<p>次に掲げる基準に適合する車椅子で利用できる観覧席（以下「車椅子使用者観覧席」という。）を固定式の観覧席が六百席までの客席には三席以上、六百席を超えるものにはその総数に二百分の一を乗じて得た数（その数に未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数）以上設けること。</p> <p>(一)～(三) (略)</p>	<p>次に掲げる基準に適合する寝室又は客室を寝室及び客室の総数に五十分の一を乗じて得た数（その数に未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数とし、得た数が八を超える場合は八）以上設けること。</p> <p>(一)～(八) (略)</p>	<p>九十一 (略)</p>	<p>21 (略)</p> <p>(四) (略)</p> <p>(五) (略)</p> <p>(一)～(三) (略)</p> <p>(四) 医療施設、文化施設、集会施設、劇場等、体育館、物品販売業を営む店舗等（卸売市場を除く。）又は官公庁の施設及び駅舎等（一日当たりの乗降客の人数が五千人以上のものにあつては、人工肛門又は人工ぼうこうを使用している者（オストメイト）が円滑に利用することができるよう洗浄用温水シャワー付き汚物流し、荷物を置くことができる柵、衣服を掛けるための金具等に配置するとともに、乳幼児椅子、乳幼児ベッドその他乳幼児のおむつ替え等ができる設備を配置した車椅子使用者用便房（以下「多目的便房」という。）を「以上設けること。</p>
十五 十二 (略)	<p>十四 観覧席 で、集会施設、劇場等又はスポーツ及びレクリエーション施設に設けるもの</p>	<p>十三 (略)</p> <p>十四 観覧席 で、集会施設、劇場等又はスポーツ及びレクリエーション施設に設けるもの</p>	<p>九十一 (略)</p>	<p>十二 寝室及び客室で、老人福祉センター等又は宿泊施設で百以上の寝室又は客室を備えているものに設けるもの</p>	<p>(略)</p>	<p>次に掲げる基準に適合する車椅子で利用できる観覧席（以下「車椅子使用者観覧席」という。）を固定式の観覧席が六百席までの建築物には三席以上、六百席を超えるものにはその総数に二百分の一を乗じて得た数以上設けること。</p> <p>(一)～(三) (略)</p>	<p>次に掲げる基準に適合する寝室又は客室を寝室及び客室の総数に五十分の一を乗じて得た数（得た数が八を超える場合は八）以上設けること。</p> <p>(一)～(八) (略)</p>	<p>九十一 (略)</p>	<p>31 (略)</p> <p>(一)～(三) (略)</p> <p>(四) 床面積の合計が一万平方メートル以上のもの（医療施設、文化施設、集会施設、劇場等、体育館、物品販売業を営む店舗等（卸売市場を除く。）又は官公庁の施設（五)において「対象施設」という。）及び駅舎等（一日当たりの乗降客の人数が五千人以上のものにあつては、人工肛門又は人工ぼうこうを使用している者（オストメイト）が円滑に利用することができるよう洗浄用温水シャワー付き汚物流し、荷物を置くことができる柵、衣服を掛けるための金具等に他の設備を適切に配置するとともに、乳幼児いす、乳幼児ベッドその他乳幼児のおむつ替え等ができる設備を配置した車椅子使用者用便房（以下「多目的便房」という。）を設けること。</p> <p>(五) 対象施設で床面積の合計が五千平方メートル以上のものにあつては、多目的便房を設けるよう努めること。</p> <p>(六) (略)</p> <p>21 車椅子使用者用便房を設けていない場合は、次に掲げる基準に適合する共同便所を設けるものとする。</p> <p>(一) 腰掛便座及び手すり（適切に配置されている便房を設けること。ただし、便房数が一の場合においては、この限りでない。）</p> <p>(二) (一)の基準を満たす便房及び当該便房のある便所の出入口は、第三項の基準に適合する構造に準じたものとすること。</p>

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように
改正する。

改正後

様式第2号（第9条関係）

適用施設整備調書

(略)

(略)

8 共同便所	①共同便所の数 <u>(ただし書の適用 有（令和6年国土交通省告示第1074号第2第号に該当）・無）</u>		箇所
	②車椅子使用者用便所の設置		(略)
	③車椅子使用者用便所の数（多目的便房を除く） <u>(ただし書の適用 有（令和6年国土交通省告示第1074号第5第号に該当）・無）</u>		(略)
	④車椅子使用者用便所の仕様	(略)	(略)
	⑤車椅子使用者用便所の出入口の形式	(略)	(略)
	⑥男性用・女性用の区分の有無及び対応		(略)
	⑦多目的便房の数		箇所
	⑧多目的便房の仕様	(略)	
		乳幼児椅子等の設備	(略)
			(略)
⑨男性用小便器の有無		(略)	
⑩手すり付き床置きその他これに類する小便器の設置の有無		(略)	

(略)

備考 (略)

改正前

様式第2号（第9条関係）

適用施設整備調書

(略)

(略)

8 共同便所			
	①車椅子使用者用便所の設置		(略)
	②車椅子使用者用便房の数		(略)
	③車椅子使用者用便房の仕様	(略)	(略)
	④車椅子使用者用便房の出入口の形式	(略)	(略)
	⑤男性用・女性用の区分の有無及び対応		(略)
	⑥多目的便房の仕様	(略)	
		乳幼児いす等の設備	(略)
			(略)
⑦車椅子使用者用便房を設けていない場合の腰掛便座及び手すりを適切に配置		合・否	
⑧男性用小便器の有無		(略)	
⑨手すり付き床置きその他これに類する小便器の設置の有無		(略)	

(略)

備考 (略)

様式第6号 (第15条関係)

(表)

年 月 日交付第 号(年 月 日限り有効)

(略)

(略)

(裏) (略)

様式第6号 (第15条関係)

(表)

年 月 日交付第 号(有効期間1年)

(略)

(略)

(裏) (略)

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和七年六月一日から施行する。ただし、第一条の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 第二条の規定の施行の際現に広島県福祉のまちづくり条例（平成七年広島県条例第四号）第十四条の規定による知事への協議が行われている場合における適用施設に対する適用施設整備基準は、第二条の規定による改正後の広島県福祉のまちづくり条例施行規則の規定にかかわらず、なお従前の例による。